令和８年度 第６回柿崎区地域協議会 次第

日　時：令和８年10月20日（火）　午後６時30分
場　所：柿崎コミュニティプラザ 305～307会議室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　会議録署名委員の指名

４　協議事項

(1)「柿崎コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について」の諮問に対する答申について　・・・・・資料 1

(2)「かきざき福祉センターの利用時間の変更について」の諮問に対する答申について　・・・・・資料 2

(3)「上越市立柿崎地区公民館の利用時間及び休館日の変更について」の諮問に対する答申について」の諮問に対する答申について　・・・・・資料 3

(4)「上越市立柿崎地区公民館川西分館の利用時間の変更について」の諮問に対する答申について　・・・・・資料 4

(5)「上越市立柿崎地区公民館下黒川分館の利用時間の変更について」の諮問に対する答申について　・・・・・資料 5

(6)「上越市立柿崎地区公民館黒川分館の利用時間の変更について」の諮問に対する答申について　・・・・・資料 6

(7)「七ケ地区コミュニティセンターの利用時間の変更について」の諮問に対する答申について　・・・・・資料 7

(8)「柿崎就業改善センターの利用時間の変更について」の諮問に対する答申について　・・・・・資料 8

(9)「柿崎総合運動公園（野球場）の利用時間及び休館日の変更について」の諮問に対する答申について」の諮問に対する答申について　・・・・・資料 9

(10)「柿崎総合運動公園（グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について」の諮問に対する答申について　・・・・・資料 10

(11)「柿崎総合運動公園（人工芝グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について」の諮問に対する答申について　・・・・・資料 11

(12)「柿崎第１庭球コートの利用時間及び休館日の変更について」の諮問に対する答申について　・・・・・資料 12

(13)「上越市柿崎屋内水泳プールの休館日の変更について」の諮問に対する答申について　・・・・・資料 13

5　報告事項

(1) 公の施設の適正配置後期計画の取組案（報告）　・・・・・資料 14

(2) 地域にぎわい事業補助金の評価及び地域ビジョンの作成等について　・・・資料 15

6　その他

(1) まちづくりフォーラムについて

(2) 会議の開催日程について

①柿崎区地域協議会だより編集会委員会

日　時：令和 8 年 11 月 5 日（木）午後 6 時 30 分

場　所：柿崎コミュニティプラザ 市民活動室

② 第 7 回柿崎区地域協議会

日　時：令和 8 年 11 月 17 日（火）午後 6 時 30 分

場　所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

② 令和 8 年度頸北地区地域協議会委員合同研修会

日　時：令和 8 年 11 月 21 日（土）午後 2 時

場　所：大潟コミュニティプラザ 2 階　多目的ホール

7　閉　会

（案）

資料１

令和８年 10 月 20 日

（宛先）上越市長

柿崎区地域協議会
会長　吉　井　一　寛

柿崎コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について（答申）

令和8年9月9日付け上地第175-2号で諮問のあった、諮問第90号：柿崎コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

（案）

資料２

令和８年10月20日

（宛先）上越市長

柿崎区地域協議会
会長　吉　井　一　寛

かきざき福祉センターの開館時間の変更について（答申）

令和8年9月8日付け上福第1971号で諮問のあった、諮問第91号：かきざき福祉センターの開館時間の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

（案）

資料 3

令和 8 年 10 月 20 日

（宛先）上越市長

柿崎区地域協議会
会長　吉　井　一　寛

上越市立柿崎地区公民館の利用時間及び休館日の変更について（答申）

令和8年9月8日付け上教社第20087号で諮問のあった、諮問第92号：上越市立柿崎地区公民館の利用時間及び休館日の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

（案）

資料 4

令和 8 年 10 月 20 日

（宛先）上越市長

柿崎区地域協議会
会長　吉　井　一　寛

上越市立柿崎地区公民館川西分館の利用時間の変更について（答申）

令和8年9月8日付け上教社第20088号で諮問のあった、諮問第93号：上越市立柿崎地区公民館川西分館の利用時間の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

（案）

資料 5

令和 8 年 10 月 20 日

（宛先）上越市長

柿崎区地域協議会
会長　吉　井　一　寛

上越市立柿崎地区公民館下黒川分館の利用時間の変更について（答申）

令和8年9月8日付け上教社第20089号で諮問のあった、諮問第94号：上越市立柿崎地区公民館下黒川分館の利用時間の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

（案）

資料 6

令和 8 年 10 月 20 日

（宛先）上越市長

柿崎区地域協議会
会長　吉　井　一　寛

上越市立柿崎地区公民館黒川分館の利用時間の変更について（答申）

令和8年9月8日付け上教社第20090号で諮問のあった、諮問第95号：上越市立柿崎地区公民館黒川分館の利用時間の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

（案）

資料 7

令和 8 年 10 月 20 日

（宛先）上越市長

柿崎区地域協議会
会長　吉　井　一　寛

七ケ地区コミュニティセンターの利用時間の変更について（答申）

令和8年9月8日付け上教社第20091号で諮問のあった、諮問第96号：七ケ地区コミュニティセンターの利用時間の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

（案）

資料 8

令和 8 年 10 月 20 日

（宛先）上越市長

柿崎区地域協議会
会長　吉　井　一　寛

柿崎就業改善センターの利用時間の変更について（答申）

令和8年9月8日付け上教社第20092号で諮問のあった、諮問第97号：柿崎就業改善センターの利用時間の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

（案）

資料 9

令和 8 年 10 月 20 日

（宛先）上越市長

柿崎区地域協議会
会長　吉　井　一　寛

柿崎総合運動公園（野球場）の利用時間及び休館日の変更について（答申）

令和8年9月8日付け上教ス第1712-3号で諮問のあった、諮問第98号：柿崎総合運動公園（野球場）の利用時間及び休館日の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

（案）

資料 10

令和 8 年 10 月 20 日

（宛先）上越市長

柿崎区地域協議会
会長　吉　井　一　寛

柿崎総合運動公園（グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について（答申）

令和8年9月8日付け上教ス第1712-4号で諮問のあった、諮問第99号：柿崎総合運動公園（グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

（案）

資料 11

令和 8 年 10 月 20 日

（宛先）上越市長

柿崎区地域協議会
会長　吉　井　一　寛

柿崎総合運動公園（人工芝グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について（答申）

令和8年9月8日付け上教ス第1712-5号で諮問のあった、諮問第100号：柿崎総合運動公園（人工芝グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

（案）

資料 12

令和 8 年 10 月 20 日

（宛先）上越市長

柿崎区地域協議会
会長　吉　井　一　寛

上越市柿崎第１庭球コートの利用時間及び休館日の変更について（答申）

令和8年9月8日付け上教ス第1712-6号で諮問のあった、諮問第101号：上越市柿崎第１庭球コートの利用時間及び休館日の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

（案）

資料 13

令和 8 年 10 月 20 日

（宛先）上越市長

柿崎区地域協議会
会長　吉　井　一　寛

上越市柿崎屋内水泳プールの休館日の変更について（答申）

令和8年9月8日付け上教ス第1712-7号で諮問のあった、諮問第102号：上越市柿崎屋内水泳プールの休館日の変更について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

資料１４

公の施設の適正配置後期計画における施設の方向性について
（【各区共通・総論】途中経過報告）

１　適正配置後期計画（R9～R12 年度）の検討

適正配置計画の策定から６年が経過する中、人口減少や物価高騰を始めとする社会情勢・環境の変化を踏まえ、適正配置計画に掲げる検討手順に基づき、改めて施設の状況を把握し、施設ごとの今後の取組方向を検討する。

【参考】第４次上越市公の施設の適正配置計画における検討手順（抜粋）
（ウ）施設の状況を把握
　次の観点から施設の状況を把握します。
〇利用状況（利用者数が大きく低下している又は減少傾向にある等）
〇老朽化度等（施設の老朽化が進み、今後の維持・更新費用が多大となる懸念がある等）
〇収支状況（収支の改善が見込めず、公費負担の増大の懸念がある等）

⑴　後期計画の基本的な考え方（※3 月～4 月地域協議会説明資料から一部抜粋）

・ 政策的サービス施設を中心に、基礎的サービス施設であっても当初の設置目的と異なる施設や有効な利活用に至っていない施設のほか、市民にとって必需性が相対的に低く財政寄与度が大きい施設を抽出し、休廃止等を検討
※政策的サービス施設…温浴・宿泊施設、観光施設や農業体験施設等の地域振興施設等
※基礎的サービス施設…集会施設やスポーツ施設等

・ 一方で、現計画で廃止としている施設であっても、地域振興・コミュニティの維持に必要な施設は取組方向の見直しを行うなど柔軟に検討
（例）大島地域生涯学習センター（大島区）⇒ 廃止（貸付・譲渡）から現状維持に変更

⑵　具体的な検討手順

A　利用者数や利用者１人当たりの税負担額等の指標に基づき対象施設を抽出
B　抽出施設について施設所管課を中心に取組方向を検討・関係課間で調整
C　対象施設及び取組方向について関係者協議を実施
D　関係者協議で合意が得られた取組案について地域協議会に説明

２　今後のスケジュール

日程	内容
11 月～12 月上旬	全地域協議会において計画案を説明
12 月中旬	市議会所管事務調査で計画案を報告
12 月 25 日～1 月 24 日	パブリックコメントを実施、意見等を計画に反映
2 月	市議会所管事務調査で計画を説明・策定

公の施設の適正配置における施設の方向性（案）
（【柿崎区】途中経過報告）

以下の内容については、地域協議会のご意見や今後の検討等により、変更となる場合があります。

１　適正配置後期計画の対象施設（案）

No.	施設名	取組方向		完了年度
		現計画	見直し案	
1	柿崎マリンホテルハマナス	引き続き協議	継続協議	R12
2	柿崎保健センター	用途変更	現状維持	－

※継続協議とは

施設の存続に当たり、以下のような問題や課題が生じている施設について、地域住民等と継続的に協議して施設の方向性を検討し、協議内容を踏まえ、市が計画期間内に取組方向を決めること。

- ▷ 社会情勢等の変化により設置目的を再考すべき施設
- ▷ 大規模な修繕が必要な施設、又は発生が見込まれる施設
- ▷ 老朽化等により安全性に問題がある施設
- ▷ 近隣に代替機能がある施設、近隣施設へ機能集約が見込める施設
- ▷ 費用対効果の悪化や管理の担い手の高齢化などの課題がある施設
- ▷ 特定の利用者による利用が大半の施設

２　すでに廃止又はR8年度末までに廃止見込みの施設

なし

公の施設の適正配置後期計画における施設の方向性（案）
（【柿崎区】途中経過報告）

1　柿崎マリンホテルハマナスの取組方向（案）

取組方向		取組方向の理由	完了年度
現計画	見直し案		
引き続き協議	継続協議	利用動向や地域社会の情勢変化、設備機能の状況などを踏まえ、施設の維持管理が困難と見込まれる場合に、地域の関係者等と協議し、施設の方向性を決定する。	１２年度

【参考①】関係者協議及び施設利用者の声等

施設管理者	市の意向も踏まえて、市と連携しながら今後も適切な施設の維持管理を行っていきたい。

【参考②】対象施設の現状

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人当たり
11,194 人	29,164 人	20,016 人	-17,970 人 (-61.6%)	-8,822 人 (-44.1%)	43,115 千円	3,852 円

R8.4.1 経過年数	直近 5 年（R3～R7 年度）の修繕等実績（千円）※					
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	計
３１年	10,053	8,830	10,672	16,723	28,039	74,317

※修繕料及び工事請負費の合計額

【直近 5 年（R3～R7 年度）の大規模修繕実績（1 件 5 百万円以上）】
・R7 年度　受水槽更新工事　7,425 千円

資料 15

令和 8 年 10 月 9 日
（地 域 政 策 課）

上越市地域にぎわい事業補助金の評価及び地域ビジョンの作成等について

１　上越市地域にぎわい事業補助金

⑴　事業目的

持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動を支援する。

⑵　制度概要

「別紙１　上越市地域にぎわい事業補助金パンフレット」のとおり

⑶　その他

本補助制度のほか、新たなまちづくりの担い手や団体の発掘を期待し、まちづくり活動の初動を支援する「にぎわいスタートアップ事業補助金」を検討中（募集開始予定：令和 9 年 4 月）。

２　上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について

当該補助金を活用する事業を採択するに当たり、地域自治区制度の趣旨や地域住民のニーズを踏まえ、地域にとって真に必要な事業を採択するため、地域の現状や課題を把握し将来像について議論している各地域協議会に対し、提案事業の評価について協力を依頼するもの。

「別紙２　上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について」のとおり

３　地域ビジョンの作成について

これまで作成してきた「地域活性化の方向性」を基に、新たな地域づくりの指針となる「地域ビジョン」の作成を各地域協議会に依頼するもの。

「別紙３　地域ビジョンの作成について」のとおり

別紙１



上　越　市

地域にぎわい事業補助金

2027年度

事業概要

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

令和８年９月１日（火）～１２月２８日（月）必着

※内容に応じて活動内容への助言や提案をさせていただくため、お早めのご相談をお願いします。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の活動実施に伴う収入を差し引いた額

※審査の結果、不採択となる場合があります。

※活動ごとの上限額はありませんが、各地域自治区の上限額は超過できません。

補助率

１０/１０以内（千円未満切り捨て）

※提案状況や地域協議会での評価等によっては、10/10を下回る場合があります。

対象者

５人以上の構成員等で、市の区域内で活動する法人及び団体

※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

制度の概要については、次ページ以降をご覧ください。
ご不明な点があれば、まずはお気軽にご相談ください。

事業実施の流れ

～12月末 → ～1月末 → 2・3月 → 4月～

① 取組の相談・助言・提案
② 提案内容の確認・聞き取り
③ 審査・採択
④ 審査結果の通知
⑤ 補助金交付申請・交付決定
⑥ 事業の実施
⑦ 実績報告・補助金交付

提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ2階 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高士区	中部まちづくりセンター	市役所木田第二庁舎2階 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター2階 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

地域自治区	事務所	電話番号等
安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp



令和8年8月発行

上越市総合政策部地域政策課
TEL　(025) 520-5672
MAIL　chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

詳しくは
こちらの
ホームページから

－上越市地域にぎわい事業補助金の制度概要－



1　趣旨・対象とする活動

＃　持続可能な地域づくりに向けた地域自治を推進

上越市では、市内全域に28の地域自治区を設置し、地域自治によるまちづくりを進めてきました。
昨今、人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える様々な担い手や資源が減少していますが、このような中にあっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政による全市的な活動はもちろんのこと、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます重要になると考えています。

各区には、まちづくりを進める上での様々な強みがあります。顔の見える信頼関係、小回りの利く柔軟な対応力、分野を横断する総合的な視点、地域への愛着と誇り、そして地域ならではの特徴やブランド力など、それぞれの強みを発揮し、ぜひ地域の皆さんで知恵を出し合っていただき、力を合わせながら、笑顔と活気があふれる「にぎわい」のあるまちづくりを進めていただきたいと思います。そして、こうした地区同士での切磋琢磨が行われることによって、上越市全体の魅力や活力が高まっていくことにも期待するものです。
このような動きを後押しするため、これまでの「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の実績を踏まえた新たな財源支援制度として、令和9年度から「地域にぎわい事業」を実施します。

＃　各区の地域ビジョンの実現に向けた地域活動を募集

各区の地域協議会には、地域のありたい姿、解決したい地域課題、大切にしたい地域資源や活動などを掲げた「地域ビジョン」の策定を依頼します。そして、地域ビジョンを実現するための地域活動を住民の皆さんから募集します。
ただし、令和9年度については、地域協議会で作成済みの「地域活性化の方向性」に適合する活動や地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしい活動も対象とします。
一例として、次のような活動が考えられます。

- 地域ぐるみの教育・福祉活動（子育て・学習支援、送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- 町内会など地域コミュニティ活動の支援（清掃活動、除雪ボランティアなど）
- 特産品の開発や販売促進、地産地消の推進による地域経済の活性化
- 移住・定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、まちなみ・景観保全、交流イベントの実施など）
- 地区内の集いの場づくり







2　対象としない活動

以下の活動については、本補助金の対象外とします。

○ 新たな公の施設や市道などのインフラ整備や市が管理している施設の整備・修繕
○ 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う活動
○ 単なる備品の購入・設備の設置、視察旅行など、地域の活動が伴わない活動
○ 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す活動
○ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする活動、公序良俗に反する活動
○ 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する活動

3　対象としない経費

以下の経費については、本補助金の対象外とします。

○ 社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
　（交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など）
○ 専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
　（団体等の総会や役員会、活動実施に向けた企画会議や打合せに係る人件費、旅費など）
○ 活動による直接的な受益が提案者や参加者等の特定個人に限定される経費
　（個人が所有する物品や備品等の購入・修繕、教室・大会等の開催や参加に係る経費など）
○ その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

4　活動の提案

○ 実施したい活動のある方は、活動を予定する地域自治区の総合事務所・まちづくりセンターへの訪問、電話、郵送、メールなどによりご相談ください。
○ 提案内容については、必要に応じて総合事務所・まちづくりセンターから助言や提案を行います。その後、事業提案書などの必要書類を募集期間内に提出いただきます。
○ 必要な書類は、市のホームページに掲載しているほか、総合事務所・まちづくりセンターからご案内しますので、まずはお気軽にご相談ください。

5　活動の審査



○ 審査は書面にて行います。必要に応じて、総合事務所・まちづくりセンターの職員が提案者へ内容の聞き取りを行います。
○ 各地域協議会では、以下の評価基準に基づき、活動の評価を行います。
　① 地域ビジョンへの適合性（令和9年度は「地域活性化の方向性に適合しているか」、「地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいか」という視点で評価）
　② 地域への貢献度　　④ 活動の実現性・効率性
　③ 多様な主体の参画度　　⑤ 将来への発展性・期待度
○ 市は、この評価結果と各区の上限額（下表）を踏まえ、採択する活動を決定します。（単位：万円）

区	上限額	区	上限額	区	上限額	区	上限額
高田区	1,240	和田区	630	谷浜・桑取区	490	頸城区	1,220
新道区	730	高士区	480	安塚区	1,170	吉川区	550
金谷区	850	直江津区	1,060	浦川原区	530	中郷区	680
春日区	1,120	有田区	910	大島区	480	板倉区	930
諏訪区	470	八千浦区	550	牧区	510	清里区	520
津有区	590	保倉区	510	柿崎区	870	三和区	660
三郷区	490	北諏訪区	490	大潟区	720	名立区	550

※総額1.8億円を基礎とし、7割を均等割、3割を人口割として算出しています。また、令和9年度に限り、令和8年度の地域独自の予算事業の提案額を踏まえ、一部の区には一定割合の金額を加算し、総額2億円としています。
※金額の最終決定は、市の令和9年度予算成立後となります。

6　活動の公表・評価



○ 活動内容や実施結果は、市ホームページでの紹介、成果報告会の開催、事例集の作成などを通じて、市民の皆さんに広くお知らせする予定です。
○ 本事業の成果は定期的に検証し、必要に応じて今後の公費支出の可否や補助制度の在り方を見直します。

別紙２

令和８年10月９日

（宛先）柿崎区地域協議会
会　長　吉井　一寛　様

上越市長　小菅　淳一
（総合政策部地域政策課）

上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について（依頼）

当市では、地域活動への支援としてこれまで実施してきた「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の２つの制度の成果と課題を検証し、地域自治の趣旨やそれぞれの制度の良い点などを考慮しながら、地域協議会委員の皆様からのご意見を踏まえ、財源支援の仕組みを検討してきました。

この度、人口減少・少子高齢化の進行により、地域を支える担い手や資源が縮小する中、行政による全市的な活動はもとより、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動を更に実現することで、将来に希望の持てる持続可能な地域づくりを推進することを目指し、「地域にぎわい事業補助金」を創設しました。

当該補助金を活用し実施する地域活動の採択に当たっては、このような趣旨や地域住民の生活実感を踏まえ、地域にとって真に必要な提案事業を採択したいと考えております。

各区の地域協議会におかれましては、日頃から地域の現状・課題の把握に努め、地域の将来像やその実現に必要な取組等について議論を深めておられることから、同協議会の意見を踏まえた市の事業選定や地域活動の実現につなげていくため、提案事業の評価をお願いいたします。

記

１　評価の概要

⑴　評価方法

提案団体から提出された事業提案書を踏まえ、所定の基準に基づいて評価をお願いします。

⑵　評価基準

評価は、次の５項目に基づき行うものとします。

①　地域ビジョンへの適合性

※令和９年度については、各地域協議会が作成した「地域活性化の方向性」や、今後地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいかという観点を含めて評価をお願いします。

なお、地域ビジョンの策定については、別途、各地域協議会に依頼します。

②　地域への貢献度

③　多様な主体の参画度

④　活動の実現性・効率性

⑤　将来への発展性・期待度

次項あり

⑶　評価結果の取扱い

評価いただいた結果と各区の上限額を踏まえ、市が採択する事業を決定します。

２　スケジュール

令和８年 12 月 28 日（月）	提案事業募集締切
令和９年１月	事務局にて提案内容の検収・とりまとめ作業等
令和９年２月～3 月	各地域協議会にて評価
令和９年３月末	各提案団体へ採択通知書の送付・連絡
令和９年４月以降	各提案団体による申請手続き、事業実施、実績報告等

以上

【問合せ先】
柿崎区総合事務所
TEL 025-536-2211
【制度全般について】
総合政策部地域政策課自治推進係
TEL 025-520-5672

別紙３

令和８年 10 月９日

（宛先）柿崎区地域協議会

会　長　吉井　一寛　様

上越市長　小菅　淳一

（総合政策部地域政策課）

地域ビジョンの作成について（依頼）

人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える担い手が減少する中にあっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます大切になると考えています。

地域の様々な主体が連携し、各区固有の地域課題に対応していくためには、地域全体で目指す方向性を共有する指針の存在が重要と考えます。この指針は、課題解決に向けた取組の整理や実施のよりどころとなるとともに、地域の取組を次世代へ継承し、将来の担い手を考える上でも有意義なものと捉えています。

つきましては、これまで各地域協議会で作成された「地域活性化の方向性」を基に、新たな地域づくりの指針となる「地域ビジョン」の作成をお願いします。

１　主な用途

地域ビジョンは、次に掲げる取組等において活用されることを想定しています。

・地域協議会における自主的な審議のテーマ設定及び審議成果の明文化
・「上越市地域にぎわい事業補助金」における提案事業の検討及び評価
・地域運営組織の在り方の検討
・その他、地域における課題解決に向けた取組の整理及び実施

２　地域ビジョンの構成

・地域ビジョンは、以下の３項目を必須とします。

項目	内容
目指す地域像（地域のありたい姿）	・自分たちの地域をどうしていくか、どうなるとよいかについて話し合い、課題解決のための目標を設定する。
地域の現状（特徴・魅力・課題）	・地域の現状及び課題を把握し、地域が有する特徴や魅力（地域資源、産業、観光、子育て、社会教育、福祉など）の観点から整理する。 ※必ずしも網羅的に整理する必要はありません。地域として力を入れていきたい重要な分野に絞っていただくことも可能です。
対応方針（項目ごとの対応）	・各区の特徴を踏まえ、地域の活性化につながる観点から、地域の現状（特徴・魅力・課題）に対する対応方針を整理する。

次項あり

※留意事項

・必要に応じて、上記3項目以外にも記載することは可能です。
・各地域協議会の自主的審議のテーマ設定や意見書の内容を制限するものではありません。
・他の団体等が作成した既存の地域の計画等（まちづくり計画、農業振興に関する計画等）における活動を妨げるものではありません。
・地域ならではの視点による内容の作成は可能ですが、市全体の方針と合致しない取組等は、市の支援対象とならない場合があります。

3　作成（更新）手順

⑴ 各地域協議会において作成手順を検討し、令和9年7月までに作成してください。

・地域ビジョンの策定に当たり、関係する地域の団体に意見を聞くことは差し支えありません。
・地域ビジョンは市から地域協議会へ作成を依頼するものであることから、地域にぎわい事業補助金等を活用し、専門家へ作成業務を委託することはできません。

⑵ 既に地域で策定されている類似の計画等がある場合は、地域協議会委員の負担軽減や作業の簡素化、地域全体で進むべき方向性を共有するという趣旨を踏まえ、類似計画を十分に活用し、実質的に一本化していく対応を推奨します。

・これまでの自主的審議事項や地域で策定済みの各種方針（地域福祉活動計画等）を取り入れること、地域の団体と連携しワークショップ形式で意見を集約することも可能です。
・地域で作成済の方針（地域福祉活動計画等）を参考に取り入れる場合には、策定元の団体等にあらかじめ許可を得る必要があります。
・相互に協力して取り組むことで効果的に推進できる事項については、積極的な連携を図ることが理想です。

⑶　地域ビジョン策定以降、必要に応じて毎年度、見直しを行っていただくことも可能です。

4　作成・運用スケジュール

地域ビジョンの作成及び運用に係る直近のスケジュールは、以下のとおりとします。

時期	内容
令和8年9月～令和9年7月	地域協議会において地域ビジョンを作成
令和9年8月～令和9年12月	市ホームページで地域ビジョンを公開 令和10年度上越市地域にぎわい事業補助金の提案募集開始
令和10年2月以降	地域協議会において令和10年度上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の適合確認に活用

5　その他

既存の「地域活性化の方向性」は、「地域ビジョン」の作成をもって廃止するものとします。

【問合せ先】
柿崎区総合事務所
TEL 025-536-2211
【制度全般について】
総合政策部地域政策課自治推進係
TEL 025-520-5672